

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一二―一九

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（名簿の有効期間）</p> <p>第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年（規則八―一八第三条第一項、</p>	<p>（名簿の有効期間）</p> <p>第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年（規則八―一八第三条第一項、</p>

第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（同条第一項第二号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験（以下この項において「教養区分試験」という。）を除く。）に係る名簿にあつては五年、同規則第三条第一項第二号に掲げる採用試験（教養区分試験に限る。）に係る名簿にあつては六年六月、同条第三項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては一年二月）とする。

2・3（略）

（昇任）

第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇

第二項第一号並びに第三項第八号及び第十一号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては三年、同項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては一年二月）とする。

2・3（略）

（昇任）

第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇

任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させる場合にあつては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一・二 （略）

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させる場合にあつては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一・二 （略）

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であること（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ロ 昇任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であること（本号に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ロ 昇任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評

語が「良好」の段階以上であること（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ハ（略）

語が「良好」の段階以上であること（本号に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ハ（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前に効力が発生した規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験に係る採用候補者名簿の有効期間については、この規則による

改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事院規則八―一二―一七の一部改正)

第三条 人事院規則八―一二―一七(人事院規則八―一二(職員の任免)の一部を改正する人事院規則)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="710 358 758 481">附則</p> <p data-bbox="239 246 662 1097">第三条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規</p>	<p data-bbox="710 1254 758 1377">附則</p> <p data-bbox="239 1142 662 1993">第三条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規</p>

則による改正後の規則八―一二第二十五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第二十条第一号イ及び第三号イ中「「優良」」とあるのは「上位の段階又は「優良」」と、同条第一号イ、第二号イ及び第三号口中「「良好」」とあるのは「上位若しくは中位の段階又は「良好」」と、同条第一号ロ及び第二号口中「「四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「三回の業績評価（令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除い

則による改正後の規則八―一二第二十五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第二十条第一号イ及び第三号イ中「「優良」」とあるのは「上位の段階又は「優良」」と、同条第一号イ、第二号イ及び第三号口中「「良好」」とあるのは「上位若しくは中位の段階又は「良好」」と、同条第一号ロ及び第二号口中「「四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「三回の業績評価（令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除い

た回数の単独の又は連続した業績評価」と、
同条第一号口中「こと（本省の係長の官職その
他の人事院が定める官職に昇任させる場合に
あつては、この要件に準ずるものとして人事院
が定める要件を含む。）」とあるのは「こと」
と、同条第二号イ及び第三号口中「非常に優
秀」とあるのは「上位の段階又は「非常に優
秀」と、同条第二号イ中「こと」とあるのは
「こと（直近の能力評価が令和四年九月三十日
までの評価期間に係るものとなる場合にあつて
は、直近の能力評価の全体評語が上位の段階で
あり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又
は中位の段階であること。）」と、同条第三号

た回数の単独の又は連続した業績評価」と、
同条第一号口中「こと（本省の係長の官職その
他の人事院が定める官職に昇任させる場合に
あつては、この要件に準ずるものとして人事院
が定める要件を含む。）」とあるのは「こと」
と、同条第二号イ及び第三号口中「非常に優
秀」とあるのは「上位の段階又は「非常に優
秀」と、同条第二号イ中「こと」とあるのは
「こと（直近の能力評価が令和四年九月三十日
までの評価期間に係るものとなる場合にあつて
は、直近の能力評価の全体評語が上位の段階で
あり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又
は中位の段階であること。）」と、同条第三号

イ中「非常に優秀」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号イ及びロ中「こと（本号に掲げる官職又は特定幹部職に該当する官職を占める職員を昇任させる場合にあっては、人事院が定める要件を満たすこと。）」とあるのは「こと」とする。

イ中「非常に優秀」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号イ及びロ中「こと（本号に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあっては、人事院が定める要件を満たすこと。）」とあるのは「こと」とする。